





石垣（7）駐屯地磁気探査

件名	石垣（7）駐屯地磁気探査			
図面名称	表紙			
業務隊長	管理科長	工事企画		作成者
				
陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科			図面番号	1 / 3

仕 様 書

1 件 名

石垣（7）駐屯地磁気探査

2 場 所

沖縄県石垣市宇平得大俣1273番404 陸上自衛隊石垣駐屯地

3 概 要

- (1) 水平探査工 180㎡
- (2) 鉛直探査工 45点
- (3) 解析調査業務 一式

4 期 間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

5 一般事項

- (1) 本仕様書に記載無き事項及び用語の定義については、沖縄県磁気探査業務共通仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 作業に際して他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。
- (3) 本仕様書及び施工に際し、疑義が生じた場合は担当官と協議の上実施すること。
- (4) 施工にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意すること。
- (5) 駐屯地への入出門、交通規制、建物への立入等は、駐屯地諸規則及び担当官の指示に従うこと。
- (6) 本作業で使用する電力及び水道は、請負者が負担すること。
- (7) 本作業の写真は、着手前・完了後及び担当官の指示する箇所を撮影し、完了後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施すること。作業完了後、A4判写真帳に整理して1部担当官へ提出すること。その際、提出する写真は鮮明な写真を添付すること。
- (8) 作業終了後は、現場の清掃及び片付けを実施すること。
- (9) 請負業者は、請負契約後速やかに工程表を1部を担当官へ提出すること。
- (10) 成果品報告書については、十分なる精査・考察を行うものであるが、業務の特殊性により成果品に対し、生産物賠償補償責任保険を請負業者の責任において掛けるものとし、作業前に保険契約証の写しを1部担当官へ提出すること。なお、保険期間は、磁気探査着手後3年とする。
- (11) 請負業者は、下記書類各1部を担当官へ提出すること。

ア 工程表	カ 業務計画書
イ 現場代理人等通知書	キ 生産物賠償責任契約証（写）
ウ 着工・竣工届	ク 異常点位置図
エ 作業写真	ケ 探査路線図
オ 契約金額内訳明細書	コ 異常点測点一覧表、確認異常物全写真
- (12) その他担当官が指示した書類を担当官に1部提出すること。
- (13) 完成検査は、工事完了後及びすべての書類提出をもって工期内に実施するものとする。

6 特記事項

- (1) 探査箇所については、下記による。
駐屯地 45箇所
- (2) 水平探査は、5inch砲弾仕様とし、1箇所あたり2m×2m（GL-0.5m）の探査範囲とする。
- (3) 鉛直探査は、探査深度GL-0.5m～1.5mの探査範囲とする。また、ボーリングの深度は、GL-2.0mとする。

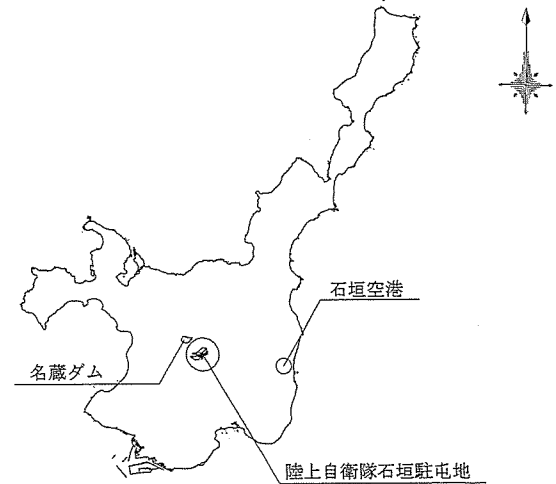
- (4) 本探査の結果、磁気量が0.7μWb以上の異常点については、発掘し確認探査まで実施するものとし、後日、清算するものとする。また、探査中0.7μWb未満の磁気量であっても解析結果から不発弾のおそれのあるものについては発掘確認探査まで行うこととするが、その費用については請負業者の負担とする。
- (5) 本探査の実施にあたり、地形及び地質等の状況により探査範囲等の変更が必要と認められる場合は、担当官と協議し変更すること。
- (6) 本探査に使用する磁気探査機は、大型爆弾及び砲弾類（250kgf以上）で深度-2.0m、小型爆弾（50kgf以上）等で深度-1.0mまで探査できる性能を有していること。
- (7) 本探査実施する前に施工計画書を担当官に提出し、承諾を得ること。
- (8) 本探査実施中に測定された異常点は、正確な位置を平面図に記入し、担当官に報告すること。
- (9) 本探査実施中に不発弾を発見した場合は、バリケード等の安全対策を行うとともに、速やかに担当官に報告すること。
- (10) 本探査の実施場所が鉄類等による磁器変化の影響を受けやすい場所で探査結果が明確にでない等の問題が生じると予想される場合は、その影響をなくすよう工夫するとともに、担当官に報告すること。
- (11) 探査中及び発掘中の不発弾等の事故については、請負業者が責任を負うものとする。
- (12) 提出された報告書に疑義がある場合は、再調査を実施させる場合がある。
- (13) 作業責任者は次のいずれかに該当すること。

ア 港湾海洋調査士（危険物探査部門）の資格を有する技術者

イ 磁気探査技師（沖縄県磁気探査協会認定）の資格を有する技術者

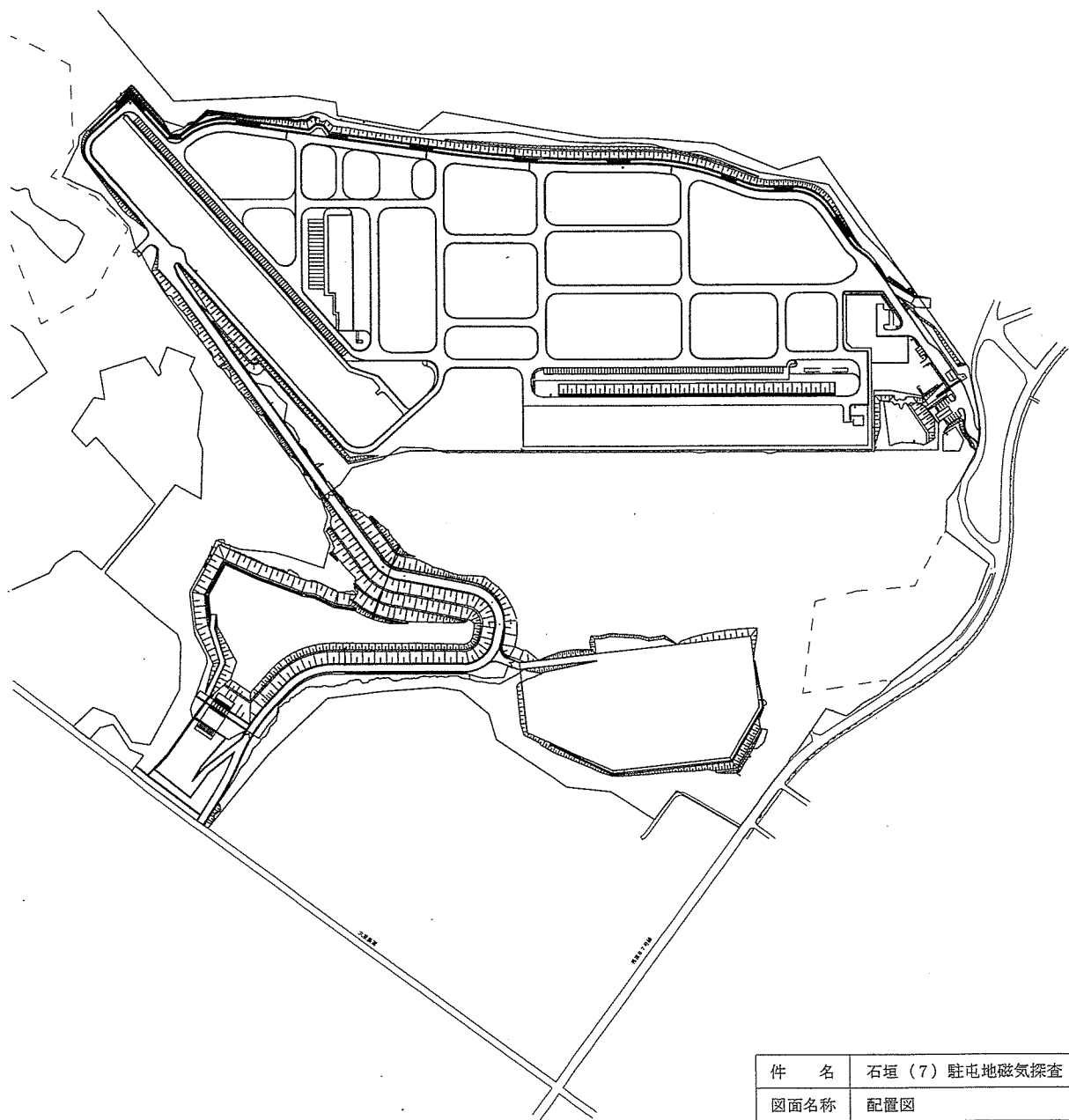
ウ 地質調査士の資格又は測量士（補）の資格を有し、かつ磁気探査の経験を資格を有する技術者

- (14) 確認掘削・探査を行う技術者は、火薬類取扱保安責任者（甲又は乙種）の資格を有する技術者とする。
- (15) 探査する箇所の詳細の位置については、担当官が指示するものとする。



案 内 図

件 名	石垣（7）駐屯地磁気探査		
図面名称	仕様書・案内図	縮 尺	—
陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科		図面番号	2 / 3



件名	石垣(7)駐屯地磁気探査		
図面名称	配置図	縮尺	—
陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科		図面番号	3/3